

令和5年第2回定例市議会議案

岸和田市

令和5年第2回定例市議会議案

議案番号	件名	備考・頁
報告第3号	専決処分の報告について	P. 1
報告第4号	令和4年度岸和田市継続費繰越計算書の報告について	P. 11
報告第5号	令和4年度岸和田市繰越明許費繰越計算書の報告について	P. 15
報告第6号	令和4年度岸和田市上水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	P. 21
報告第7号	令和4年度岸和田市上水道事業会計予算繰越計算書の報告について	P. 25
報告第8号	令和4年度岸和田市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	P. 29
報告第9号	令和4年度岸和田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	P. 33
報告第10号	令和4年度岸和田市病院事業会計予算繰越計算書の報告について	P. 37
報告第11号	一般財団法人岸和田市公園緑化協会の経営状況の報告について	P. 41
議案第43号	岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P. 53
議案第44号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	P. 57
議案第45号	岸和田市市税条例の一部改正について	P. 61
議案第46号	岸和田市手数料条例及び岸和田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	P. 67
議案第47号	岸和田市立老人集会所条例の一部改正について	P. 71
議案第48号	岸和田市まちづくりの館条例及び岸和田市農業構造改善事業に係る多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	P. 75

議案番号	件名	備考・頁
議案第49号	岸和田市火災予防条例の一部改正について	P. 81
議案第50号	令和5年度岸和田市一般会計補正予算（第3号）	P. 85
議案第51号	令和5年度岸和田市病院事業会計補正予算（第1号）	P. 91
議案第52号	町の区域の変更及び町の新設について	P. 93
議案第53号	副市長選任につき同意を求めるについて	別途送付
議案第54号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議案第55号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議案第56号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議案第57号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議案第58号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議案第59号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議案第60号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議案第61号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議案第62号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議案第63号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議案第64号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃

議案番号	件名	備考・頁
議案第65号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	別途送付
議案第66号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議案第67号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議案第68号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めるについて	〃

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により本議会に報告する。

令和5年6月19日提出

岸和田市長 永野耕平

専決処分第9号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和5年5月17日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額
公務中の自動車接触事故	72,578円 (車両修繕費等)

専決処分第10号

岸和田市手数料条例の一部改正について

岸和田市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年5月23日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市手数料条例の一部を改正する条例

岸和田市手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第75号中「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」に、「第30条」を「第88条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年5月26日から施行する。

（経過措置）

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第3号）による改正前の宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第30条の規定による宅地造成工事許可等の証明に關しては、この条例による改正前の岸和田市手数料条例第2条第75号の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

専決処分第11号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和5年6月1日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額
公務中の自動車接触事故	1,182,463円 (治療費等)

報告第 4 号

令和 4 年度岸和田市継続費
繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第145条第 1 項の規定により継続費の逡次繰越し
を行ったので、同項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 19 日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

令和4年度岸和田市

款	項	事業名	継続費額の総額	令和4年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 過次繰越額	計
08 土木費	07 都市計画費	市街地 形成事業	円 246,203,000	円 145,641,000	円	円 145,641,000
合 計			246,203,000	145,641,000	0	145,641,000

継続費繰越計算書

(一般会計)

支出額及び 支出見込額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	左 の 財 源 内 訳				
			繰 越 金	特 定 財 源			
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円	円
22,780,539	122,860,461	122,860,461	122,860,461				
22,780,539	122,860,461	122,860,461	122,860,461	0	0	0	0

報告第5号

令和4年度岸和田市繰越明許費
繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第1項の規定により繰越しを行ったので、
同条第2項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和5年6月19日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

令和4年度岸和田市

款	項	事業名	金額
02 総務費	03 戸籍住民 基本台帳費	戸籍事務事業	円 4,983,000
03 民生費	02 児童福祉費	保育所管理事業	44,770,000
		教育・保育施設等運営支援事業	10,000,000
		総合通園センター管理事業	5,070,000
		総合通園センター運営事業	4,400,000
04 衛生費	01 保健衛生費	保健センター管理事業	21,050,000
		出産・子育て応援交付金支給事業	173,550,000
	05 上水道費	上水道事業会計繰出事業	6,300,000
06 農林水産業費	01 農業費	丘陵地区農整備事業	116,493,000
	02 林業費	林道管理事業	147,999,000
07 商工費	01 商工費	岸和田城天守閣耐震対策検討事業	3,000,000
08 土木費	02 道路橋りょう費	道路新設改良事業	163,000,000
		橋りょう新設改良事業	36,118,000
	07 都市計画費	市街地形成事業	347,974,000
		田治米畑町線整備事業	44,015,000

繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					一般財源
	既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源				
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円
4,983,000		4,983,000				0
44,770,000						44,770,000
10,000,000						10,000,000
5,070,000						5,070,000
4,400,000						4,400,000
19,994,800						19,994,800
93,600,000	29,350,000	33,450,000	15,400,000			15,400,000
6,100,000				6,100,000		0
116,492,700				43,700,000		72,792,700
147,999,000			50,196,000	26,700,000		71,103,000
3,000,000						3,000,000
163,000,000		14,000,000	133,000,000	15,400,000		600,000
36,117,210				36,100,000		17,210
214,508,479		4,946,000		145,700,000		63,862,479
44,015,000		23,147,000		17,000,000		3,868,000

款	項	事業名	金額
10 教 育 費	02 小 学 校 費	小学校管理事業	円 31,050,000
		小学校大規模改造事業	436,700,000
	03 中 学 校 費	中学校管理事業	14,850,000
		中学校大規模改造事業	401,400,000
合 計			2,012,722,000

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					一般財源
	既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				
		国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
円 31,050,000	円	円 15,525,000	円	円	円	円 15,525,000
436,700,000		125,700,000		311,000,000		0
14,850,000		7,425,000				7,425,000
401,400,000		114,700,000		286,700,000		0
1,798,050,189	29,350,000	343,876,000	198,596,000	888,400,000	0	337,828,189

報告第6号

令和4年度岸和田市上水道事業会計
継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により継続費の繰越繰越しを行ったので、同項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和5年6月19日提出

岸和田市長 永野耕平

令和4年度岸和田市上水道

款	項	事業名	継続費額の総額	令和4年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 繰越額	計
1	1	第3次施設更新事業	円	円	円	円
資本的支出	建設改良費		5,137,660,000	1,128,680,000	421,698,400	1,550,378,400
合 計			5,137,660,000	1,128,680,000	421,698,400	1,550,378,400

事業会計継続費繰越計算書

支払義務 発生（見込） 額	残 額	翌 年 度 繰越繰越額	翌年度繰越額に 係る 財 源 内 訳				翌年度繰越額に 係る繰越を 要するたな卸資 産の購入限度額
			企 業 債	補 助 金	一 般 会 計 負 担 金 ・ 出 資 金	損 益 勘 定 留 保 資 金	
円	円	円	円	円	円	円	円
906,424,400	643,954,000	643,954,000				643,954,000	
906,424,400	643,954,000	643,954,000	0	0	0	643,954,000	0

報告第7号

令和4年度岸和田市上水道事業会計
予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定により繰越しを行ったので、同条第3項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和5年6月19日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

令和4年度岸和田市上水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額
1 資本的支出	1 建設改良費	白原配水場自家用発電設備設置他更新工事	円 96,448,000	円 36,520,000
		今木配水場1号配水ポンプインバータ更新工事	34,100,000	
合 計			130,548,000	36,520,000

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額
1 事業費用	1 営業費用	今木配水場1号配水ポンプ整備	円 4,840,000	円
合 計			4,840,000	0

事業会計予算繰越計算書

翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
	企業債	一般会計 負担金・ 出資金	繰越工事 資金	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	円	円	
59,928,000	53,600,000	6,100,000	200,000	28,000	0		工事材料の納期が遅延したため
34,100,000	31,900,000		2,100,000	100,000	0		工事材料の納期が遅延したため
94,028,000	85,500,000	6,100,000	2,300,000	128,000	0	0	

翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
	企業債	補助金	一般会計 負担金・ 出資金	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	円	円	
4,840,000				4,840,000	0		今木配水場1号配水ポンプインバータ更新工事が、翌年度へ繰越となったため
4,840,000	0	0	0	4,840,000	0	0	

報告第 8 号

令和 4 年度岸和田市下水道事業会計
継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により継続費の
繰越しを行ったので、同項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 19 日 提出

岸和田市長 永 野 耕 平

令和4年度岸和田市下水道

款	項	事業名	継続費額の総額	令和4年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 繰越額	計
1	1	磯ノ上下水 ポンプ場2号 雨水ポンプ 更新事業	円 250,000,000	円 100,000,000	円	円 100,000,000
合 計			250,000,000	100,000,000	0	100,000,000

事業会計継続費繰越計算書

支払義務 発生（見込） 額	残 額	翌 年 度 繰越繰越額	翌年度繰越繰越額に 係る 財 源 内 訳				翌年度繰越繰越 額に係る繰越を 要するたな卸資 産の購入限度額
			国 庫 補 助 金	企 業 債	出 資 金	損益勘定 留保資金	
円	円	円	円	円	円	円	円
91,980,000	8,020,000	8,020,000				8,020,000	
91,980,000	8,020,000	8,020,000	0	0	0	8,020,000	0

報告第9号

令和4年度岸和田市下水道事業会計
予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法第26条第1項の規定により建設改良費の繰越しを行ったので、同条第3項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和5年6月19日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

令和4年度岸和田市下水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額
1 資本的支出	1 建設改良費	内畑町管渠布設工事	円 210,000,000	円 46,790,000
		下水汚泥処理施設建設委託事業	6,814,000	5,673,390
合 計			216,814,000	52,463,390

事業会計予算繰越計算書

翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
	国庫補助金	企業債	出資金	損益勘定留保資金			
円 163,210,000	円 57,218,000	円 97,600,000	円	円 8,392,000	円 0	円	関係機関との協議・調整に日数を要したため
1,140,610				1,140,610	0		大阪府が実施する建設事業が、翌年度へ繰越となったため
164,350,610	57,218,000	97,600,000	0	9,532,610	0	0	

報告第10号

令和4年度岸和田市病院事業会計
予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法第26条第1項の規定により建設改良費の繰越しを行ったので、同条第3項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和5年6月19日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

令和4年度岸和田市病院

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額
1	1	医療機器等整備事業	円 1,100,959,944	円 1,082,534,514
合 計			1,100,959,944	1,082,534,514

事業会計予算繰越計算書

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
	国 補 助 金	庫 金	企 業 債	出 資 金	損 益 勘 定 留 保 資 金			
円 17,512,000	円	円 17,300,000	円	円 212,000	円 913,430	円	円	ウクライナ情勢等により内視鏡機器・システムの納期が遅延したため
円 17,512,000	円 0	円 17,300,000	円 0	円 212,000	円 913,430	円 0	円 0	

報告第11号

一般財団法人岸和田市公園緑化協会の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人岸和田市公園緑化協会の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和5年6月19日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

令和4年度 一般財団法人岸和田市公園緑化協会 事業報告書

事業概要

〈実施事業〉

『緑化等事業』では、「みどりのリサイクル」として、発生した樹木の剪定枝葉を再生資源施設会社で破砕・チップ化し、再生・有効活用できるようにリサイクルを行いました。また、熟成させたチップを振るい分けしたものを袋詰めにし、土壌改良材として市内各保育所、幼稚園、小・中学校や町会、ボランティア団体等に配布しました。落葉についてもリサイクルして市民に配布し、緑化推進に取り組みました。また、「緑化講習会等」としては、中央公園にて年6回、浜工業公園にて年4回の講習会（草花の寄せ植え・松竹梅の寄せ植え等）を開催し、広く市民に緑と花への親しみの場を提供しました。

『公園施設等整備事業』では、公園施設（スポーツ施設を含む）等の改修・修繕及び緊急を要する市内各公園の整備を適宜行いました。

『ゲートボール場「すぱーく岸和田」運営事業』においては、利用者の健康・体力づくりを図るとともに、利用率を上げるため、ゲートボール以外の利用促進等、効果的な管理運営に努めました。

〈その他事業〉

『指定管理事業』では、「中央公園指定管理事業」「都市公園等指定管理事業」として市内公園・児童遊園・ちびっこ広場・緑地等の除草・清掃、ごみ収集、花壇の植栽・管理、樹木剪定等を行うとともに、公園施設等を定期的に巡回し、遊具などの点検・補修等を行い「街と人」・「人と緑」の調和のとれた快適な都市機能が発揮できるよう維持管理に努めました。また、中央公園・浜工業公園の有料施設（プール、テニスコート、スポーツ広場、球技広場、管理棟）及び南公園小体育館の効果的な運営管理を行いました。

「総合体育館指定管理事業」では、大規模施設として快適な環境を提供し、利用者の安全を守るため、日常の保守点検には万全を尽くしました。

主な行事としては、岸和田市民大会をはじめ、各種目の全国大会予選大会、全日本フットサル選手権等の大規模な競技会と、観るスポーツとして、Fリーグ公式戦（フットサル）、天皇杯・皇后杯バスケットボールリーグが開催され、多くの入場者を迎えることができました。また、市民体育大会、社会人クラブチームの各種大会、

室内運動会や障害者のスポーツイベント、スポーツ以外の市が主催する行事等にも幅広く利用されました。その他、一般スポーツ団体の競技会や練習での利用等にも、有効かつ公平に利用していただけるよう施設運営に努めました。さらに、腰・肩凝りストレッチ、サーキットトレーニング等、利用者の体力向上・健康保持増進のため、トレーニングルームの運営を行いました。

「市民体育館指定管理事業」では、小規模屋内スポーツ施設として、市民のスポーツを楽しむ機会を増やし、楽しく健康で生きがいのある暮らしをサポートすることに努めました。

また、「運動広場等指定管理事業」では、屋外スポーツ施設として、市民のスポーツを楽しむ機会を増やし、楽しく健康で生きがいのある暮らしをサポートすることに努めました。

「駐車場指定管理事業」では、中央公園・総合体育館の利用者が安全・快適に利用できるよう適切な管理運営に努めました。

「指定管理関連事業（紅葉館）」では、国登録文化財旧岸和田村尋常小学校舎の管理を行いました。

「スポーツ振興事業」では、テニス女子ダブルス大会を2回、平日を利用して開催しました。フィットネス教室として、からだ改善教室・リラックスヨガ教室の2種目を臨海会館で、中高齢者を対象にした1種目をゲートボール場で開催しました。また、総合体育館においてスポーツ教室を行い、生涯スポーツの振興に寄与するとともに、それぞれの施設の有効利用を図りました。

令和4年度 正味財産増減計算書 予算実績対比表
実施事業会計

〔 令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで 〕

科 目	予算額	決算額	増減
	円	円	円
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①事業収益	(25,609,000)	(7,267,950)	(18,341,050)
緑化等事業収益	5,550,000	5,585,700	△ 35,700
ゲートボール場運営事業収益	1,600,000	1,682,250	△ 82,250
公益目的繰入金	18,459,000	0	18,459,000
②受取寄付金	(0)	(0)	(0)
寄付金収益	0	0	0
③雑収益	(0)	(0)	(0)
雑収益	0	0	0
経常収益計	25,609,000	7,267,950	18,341,050
(2) 経常費用			
①事業費			
緑化等事業費	12,504,000	10,647,966	1,856,034
公園施設等整備事業費	6,808,000	154,000	6,654,000
ゲートボール場運営事業費	6,297,000	5,591,055	705,945
事業費計	25,609,000	16,393,021	9,215,979
経常費用計	25,609,000	16,393,021	9,215,979
当期経常増減額	0	△ 9,125,071	9,125,071
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	△ 9,125,071	9,125,071
当期一般正味財産増減額	0	△ 9,125,071	9,125,071
一般正味財産期首残高	30,016,667	30,016,667	0
一般正味財産期末残高	30,016,667	20,891,596	9,125,071
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	30,016,667	20,891,596	9,125,071

令和4年度 正味財産増減計算書 予算実績対比表
 その他事業会計

〔 令和4年4月1日から
 令和5年3月31日まで 〕

科 目	予算額	決算額	増減
	円	円	円
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①事業収益	(374,473,000)	(370,029,814)	(4,443,186)
都市公園等指定管理事業収益	126,248,000	125,836,875	411,125
中央公園指定管理事業収益	59,309,000	50,003,309	9,305,691
総合体育館指定管理事業収益	78,343,000	88,493,241	△ 10,150,241
市民体育館指定管理事業収益	20,627,000	22,413,200	△ 1,786,200
運動広場等指定管理事業収益	38,953,000	36,826,282	2,126,718
駐車場指定管理事業収益	40,665,000	38,627,150	2,037,850
指定管理関連事業収益(紅葉館)	528,000	600,000	△ 72,000
売店等運営事業収益	6,803,000	4,914,217	1,888,783
スポーツ振興事業収益	2,997,000	2,315,540	681,460
②雑収益	(0)	(0)	(0)
雑収益	0	0	0
経常収益計	374,473,000	370,029,814	4,443,186
(2) 経常費用			
①事業費			
都市公園等指定管理事業費	126,248,000	120,727,140	5,520,860
中央公園指定管理事業費	59,309,000	49,635,390	9,673,610
総合体育館指定管理事業費	78,343,000	85,335,890	△ 6,992,890
市民体育館指定管理事業費	20,627,000	18,218,857	2,408,143
運動広場等指定管理事業費	38,953,000	35,767,968	3,185,032
駐車場指定管理事業費	40,665,000	38,500,546	2,164,454
指定管理関連事業費(紅葉館)	528,000	599,450	△ 71,450
売店等運営事業費	6,803,000	5,538,854	1,264,146
スポーツ振興事業費	2,997,000	2,500,228	496,772
事業費計	374,473,000	356,824,323	17,648,677
経常費用計	374,473,000	356,824,323	17,648,677
評価損益等調整前当期経常増減額	0	13,205,491	△ 13,205,491
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	13,205,491	△ 13,205,491
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	△ 5,000,000	5,000,000
税引前当期一般正味財産増減額	0	8,205,491	△ 8,205,491
当期一般正味財産増減額	0	8,205,491	△ 8,205,491
一般正味財産期首残高	111,263,688	111,263,688	0
一般正味財産期末残高	111,263,688	119,469,179	△ 8,205,491
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	111,263,688	119,469,179	△ 8,205,491

令和4年度 正味財産増減計算書 予算実績対比表
法人会計

〔 令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで 〕

科 目	予算額	決算額	増減
	円	円	円
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取利息	7,000	0	7,000
雑収益	265,000	507,278	△ 242,278
法人財産繰入金	25,432,000	0	25,432,000
スポーツ振興事業繰入金	486,000	0	486,000
経常収益計	26,190,000	507,278	25,682,722
(2) 経常費用			
①管理費			
給与費	11,435,000	10,716,833	718,167
諸経費	18,354,000	4,019,692	14,334,308
管理費計	29,789,000	14,736,525	15,052,475
経常費用計	29,789,000	14,736,525	15,052,475
当期経常増減額	△ 3,599,000	△ 14,229,247	10,630,247
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	5,000,000	△ 5,000,000
税引前当期一般正味財産増減額	△ 3,599,000	△ 9,229,247	5,630,247
当期一般正味財産増減額	△ 3,599,000	△ 9,229,247	5,630,247
一般正味財産期首残高	5,474,700	5,474,700	0
一般正味財産期末残高	1,875,700	△ 3,754,547	5,630,247
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	1,875,700	△ 3,754,547	5,630,247

令和4年度 貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

科 目	当年度	前年度	増減
	円	円	円
I 資産の部			
1 流動資産			
(1) 現金・預金	73,007,499	87,077,106	△ 14,069,607
現金預金合計	73,007,499	87,077,106	△ 14,069,607
(2) その他流動資産			
未収入金	41,502,860	35,682,106	5,820,754
立替金	0	26,627	△ 26,627
仮払金	954,440	1,347,216	△ 392,776
その他流動資産合計	42,457,300	37,055,949	5,401,351
流動資産合計	115,464,799	124,133,055	△ 8,668,256
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金(基)	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(2) 特定資産			
定期預金(特)	4,000,000	4,000,000	0
特定資産合計	4,000,000	4,000,000	0
(3) その他固定資産			
建物	299,547,690	299,547,690	0
車両運搬具	927,050	927,050	0
什器備品	6,132,400	5,472,400	660,000
ソフトウェア	523,580	523,580	0
減価償却累計額	△ 263,601,257	△ 260,292,056	△ 3,309,201
実施事業等会計	55,000,000	55,000,000	0
その他固定資産合計	98,529,463	101,178,664	△ 2,649,201
固定資産合計	112,529,463	115,178,664	△ 2,649,201
資産合計	227,994,262	239,311,719	△ 11,317,457
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	20,849,788	22,947,762	△ 2,097,974
預り金	1,518,246	1,537,585	△ 19,339
仮受金	0	1,051,317	△ 1,051,317
流動負債合計	22,368,034	25,536,664	△ 3,168,630
2 固定負債			
その他会計	55,000,000	55,000,000	0
退職給付引当金	13,000,000	11,000,000	2,000,000
預り保証金	1,020,000	1,020,000	0
固定負債合計	69,020,000	67,020,000	2,000,000
負債合計	91,388,034	92,556,664	△ 1,168,630
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2 一般正味財産			
(内基本財産への充当額)	(10,000,000)	(10,000,000)	(0)
(内特定資産への充当額)	(4,000,000)	(4,000,000)	(0)
正味財産合計	136,606,228	146,755,055	△ 10,148,827
負債及び正味財産合計	227,994,262	239,311,719	△ 11,317,457

令和5年度 事業計画書

<実施事業計画>

1 緑化等事業

- (1) みどりのリサイクル事業
- (2) 花いっぱい推進事業
- (3) パンフレットの作成・配布
- (4) 清掃活動・街頭における緑化啓発
- (5) 緑化等講習会（中央公園年6回、浜工業公園年4回開催予定）
- (6) フラワースクール講習会（年1回開催予定）
- (7) 市民フェスティバル参加
- (8) 緑の募金活動
- (9) コンクール表彰（「まちを美しくする市民運動推進協議会」緑化推進部会における表彰）
- (10) 公園写真コンクール

2 公園施設等整備事業

各公園・児童遊園及び施設（スポーツ施設を含む）の整備事業の推進

3 ゲートボール場「すぱーく岸和田」運営事業

生涯スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、利用者の健康・体力の増進に寄与

<その他事業計画>

1 指定管理事業

- (1) 中央公園指定管理事業
 - ① 園内の維持管理
 - ② 園内「有料施設」の管理運営
- (2) 都市公園・児童遊園等指定管理事業
 - ① 園内の維持管理
 - ② 園内「有料施設」の管理運営
- (3) 駐車場運営指定管理事業
- (4) 総合体育館指定管理事業
 - ① 施設の維持管理と運営
 - ② トレーニングルームの運営
- (5) 市民体育館指定管理事業
 - ① 施設の維持管理と運営
- (6) 運動広場等指定管理事業
 - ① 施設の維持管理と運営
- (7) 指定管理関連事業
 - ① 紅葉館の管理

2 売店等運営事業

3 スポーツ振興事業

- (1) スポーツ大会の企画・実施（総合体育館、中央公園、浜工業公園）
- (2) スポーツ教室の開催・運営
- (3) 集客イベント等の実施
- (4) 地域活性化事業の実施

令和5年度 実施事業会計予算書

〔 令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで 〕

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
I 収入の部				
事業収入	24,876	25,609	△ 733	
緑化等事業収入	5,550	5,550	0	
ゲートボール場運営事業収入	1,700	1,600	100	
公益目的繰入金	17,626	18,459	△ 833	
雑収入	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
当期収入合計	24,876	25,609	△ 733	
II 費用の部				
事業費	24,876	25,609	△ 733	
緑化等事業費	12,271	12,504	△ 233	
公園施設等整備事業費	6,808	6,808	0	
ゲートボール場運営事業費	2,965	3,265	△ 300	
減価償却費	2,832	3,032	△ 200	
当期費用合計	24,876	25,609	△ 733	
当期損益	0	0	0	

令和5年度 その他事業会計予算書

〔 令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで 〕

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
I 収入の部				
事業収入	239,055	239,878	△ 823	
都市公園等指定管理事業収入	119,601	119,008	593	
中央公園指定管理事業収入	10,545	10,763	△ 218	
総合体育館指定管理事業収入	24,656	25,421	△ 765	
市民体育館指定管理事業収入	12,038	12,118	△ 80	
運動広場等指定管理事業収入	21,441	21,575	△ 134	
駐車場運営事業収入	41,000	40,665	335	
指定管理関連事業（紅葉館）収入	600	528	72	
売店等運営事業収入	6,803	6,803	0	
スポーツ振興事業収入	2,371	2,997	△ 626	
利用料金収入	86,774	92,772	△ 5,998	
都市公園等有料施設利用料金収入	5,674	6,706	△ 1,032	
中央公園有料施設利用料金収入	14,000	20,744	△ 6,744	
総合体育館利用料金収入	46,200	43,077	3,123	
市民体育館利用料金収入	5,900	5,309	591	
運動広場等利用料金収入	15,000	16,936	△ 1,936	
企画事業収入	3,878	2,961	917	
都市公園等企画事業収入	34	34	0	
総合体育館企画事業収入	474	485	△ 11	
市民体育館企画事業収入	3,300	2,200	1,100	
運動広場等企画事業収入	70	242	△ 172	
繰入金収入	57,105	38,862	18,243	
自主事業繰入金収入	6,442	6,442	0	
駐車場事業繰入金収入	21,722	21,337	385	
指定管理繰入金収入	3,469	0	3,469	
法人繰入金収入	25,472	11,083	14,389	
当期収入合計	386,812	374,473	12,339	
II 費用の部				
事業費	359,140	345,841	13,299	
都市公園等指定管理事業費	125,490	126,151	△ 661	
中央公園指定管理事業費	57,069	59,309	△ 2,240	
総合体育館指定管理事業費	93,613	78,343	15,270	
市民体育館指定管理事業費	19,088	17,798	1,290	
運動広場等指定管理事業費	37,309	37,270	39	
駐車場指定管理事業費	19,278	19,328	△ 50	
指定管理関連事業費（紅葉館）	600	528	72	
売店等運営事業費	4,803	4,803	0	
スポーツ振興事業費	1,890	2,311	△ 421	
減価償却費	0	0	0	
繰出金	27,672	28,632	△ 960	
指定管理事業への繰出金	27,391	28,146	△ 755	
法人事業への繰出金	281	486	△ 205	
当期費用合計	386,812	374,473	12,339	
当期損益	0	0	0	

令和5年度 法人会計予算書

〔 令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで 〕

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
I 収入の部				
財産運用収入	2	2	0	
基本財産利息収入	2	2	0	
雑収入	47,679	26,188	21,491	
雑収入	47,679	26,188	21,491	
当期収入合計	47,681	26,190	21,491	
II 費用の部				
管理費	21,209	12,828	8,381	
給与費	16,308	8,836	7,472	
諸経費	4,901	3,992	909	
繰出金	26,472	13,362	13,110	
指定管理事業への繰出金	26,472	13,362	13,110	
当期費用合計	47,681	26,190	21,491	
当期損益	0	0	0	

議案第43号

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年6月19日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(岸和田市附属機関条例の一部改正)

第1条 岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表岸和田市貝塚市斎場整備運営事業者選定委員会の項を削る。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2号の表岸和田市貝塚市斎場整備運営事業者選定委員会委員の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第44号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年6月19日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年条例第17号)の一部を次のように改正する。
附則第2項から第5項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

議案第45号

岸和田市市税条例の一部改正について

岸和田市市税条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年6月19日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市市税条例の一部を改正する条例

岸和田市市税条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第22条の2第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し、」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第26条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項又は前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第29条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第31条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第34条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第41条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定により」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金によ

り」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第41条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第41条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第41条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第43条第2項中「においては」を「には」に改める。

第87条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第13条に次の1項を加える。

25 法附則第15条の9の3第1項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第14条第12項中「附則第7条第16項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第38条の2第4項及び第39条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第87条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定(この条例による改正後の岸和田市市税条例(以下「新条例」という。)附則第39条第3項に係る部分を除く。)

令和5年7月1日

(2) 第22条の2第2項並びに第29条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第31条、第34条、第41条、第41条の2及び第41条の6の改正規定並びに附則第38条の2第4項の改正規定及び附則第39条第3項の改正規定並びに次条第1項並びに第3条第1項(新条例附則第39条第3項に係る部分に限る。)及び第2

項の規定 令和6年1月1日

(3) 第26条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の岸和田市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第26条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき岸和田市市税条例第26条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第87条第1号エ及び附則第39条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第38条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第46号

岸和田市手数料条例及び岸和田市印鑑の登録及び
証明に関する条例の一部改正について

岸和田市手数料条例及び岸和田市印鑑の登録及び証明に関する
条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年6月19日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市手数料条例及び岸和田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部
を改正する条例

(岸和田市手数料条例の一部改正)

第1条 岸和田市手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第24号中「(地方公共団体情報システム機構)の次に「(以下この号において「機構」という。)」を、「平成14年法律第153号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「自ら」の次に「当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」を加え、「入力する」を「入力し、又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同条第4項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して、自ら当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号を入力し、若しくはこれに代わる措置（当該措置を行った者が機構が当該措置を行うことができるとした者と同一の者であることを証明するものをいう。）を行う」に改める。

(岸和田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第2条 岸和田市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「(地方公共団体情報システム機構)の次に「(以下「機構」という。)」を加え、「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して、自ら暗証番号を入力すること」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」という。）が記録されているものに限る。）

を使用する場合 特定端末機に自ら個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号を入力する方法

- (2) 移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書（以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」という。）を記録した同条第4項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用する場合 特定端末機に自ら移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号を入力し、又はこれに代わる措置（当該措置を行った者が機構が当該措置を行うことができるとした者と同一の者であることを証明するものをいう。）を行う方法

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第47号

岸和田市立老人集会所条例の一部改正について

岸和田市立老人集会所条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年6月19日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市立老人集会所条例の一部を改正する条例

岸和田市立老人集会所条例（昭和46年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「4月1日から9月30日までにあつては午前10時から午後6時まで、10月1日から翌年3月31日までにあつては午前9時」を「午前10時」に改め、同項ただし書中「市長が必要と認めるときは、これを変更」を「開館日の午後3時から午後5時までの間において老人集会所の使用がないときは、閉館」に改め、同条第2項ただし書中「市長が必要と認めるときは、これを変更」を「土曜日において老人集会所の使用がないときは、休館」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

第5条第2項中「第7条」を「第6条から第8条まで」に改める。

第6条から第8条までを次のように改める。

（使用の許可）

第6条 老人集会所を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、使用の条件を付することができる。

（使用の制限）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、老人集会所の使用を許可しない。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は管理上支障をきたすおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は附属設備を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 使用の目的が専ら営利であり、又は特定の営利事業の援助であると認めるとき。

（使用許可の取消し等）

第8条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が前条各号のいずれかに該当するときは、市長は使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に生じた損害については、市はその責めを負わない。

第9条を第14条とし、第8条の次に次の5条を加える。

（使用料）

第9条 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2 前項の使用料は、1時間につき、100円とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の3倍の額を徴収する。

- (1) 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業

所を有する個人若しくは法人その他の団体以外の者が使用するとき。

(2) 使用者が入場料若しくは実費の範囲を超える受講料その他これらに類するものを徴収するとき、又は物品の販売その他これらに類する営利行為を行うとき。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上その他特別な事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長において相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡の禁止)

第12条 使用者は、使用の権利を譲渡し、他人に使用させ、又は許可を受けた目的以外に使用してはならない。

(使用者の責任)

第13条 使用者の故意又は過失により建物又は附属設備を破損し又は滅失したときは、市長の指示に基づいてこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長においてやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岸和田市立老人集会所条例の規定は、令和6年4月1日以後の使用に係る許可及び使用料について適用し、同日前の使用に係る許可及び使用料については、なお従前の例による。

議案第48号

岸和田市まちづくりの館条例及び岸和田市農業構造改善事業に係る多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

岸和田市まちづくりの館条例及び岸和田市農業構造改善事業に係る多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年6月19日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市まちづくりの館条例及び岸和田市農業構造改善事業に係る多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(岸和田市まちづくりの館条例の一部改正)

第1条 岸和田市まちづくりの館条例（平成9年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第2項を削る。

第5条中「前条第1項各号」を「前条各号」に改める。

第6条中「集会室の使用料は、無料とする。ただし、第4条第2項ただし書の規定により許可を受けて使用する場合において」を「使用者」に改める。

第13条第2項中「第3条、第4条第1項及び第5条」を「第3条から第5条まで」に改め、同条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(販売行為等の禁止)

第12条 まちづくりの館内においては、物品の販売及び宣伝、保険の勧誘その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

集会室使用料

区分	1時間につき
集会室A	400円
集会室B	400円

備考

- 1 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は営業若しくは宣伝を目的として集会室を使用するときは、この表に掲げる額の10割に相当する額を加算した額とする。
- 2 集会室を展示物等の搬入又は搬出のみを目的として使用する場合の使用料は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。

(岸和田市農業構造改善事業に係る多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 岸和田市農業構造改善事業に係る多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例（昭和56年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用料)

第5条 施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定めるところにより使用料を前納しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

第6条を次のように改める。

(使用料の減免)

第6条 前条の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第9条を第13条とし、第8条第2項中「第5条及び第6条」を「第4条及び第8条」に改め、同条を第12条とし、第7条第2項中「第4条」を「第3条」に改め、同条を第11条とし、第6条の次に次の4条を加える。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第8条 使用者が第4条各号に掲げる事由に該当するときは、市長は、使用許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。この場合において、使用者に生じた損害については、市はその責めを負わない。

(使用権の譲渡の禁止)

第9条 使用者は、使用の権利を譲渡し、他人に使用させ、又は許可を受けた目的以外に使用してはならない。

(使用者の責任)

第10条 使用者の故意又は過失により建物又は附属設備を破損し又は滅失したときは、市長の指示に基づいてこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長においてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

施設の使用料

区分		1時間につき
岸和田市立大沢山荘	研修室	100円

	和室	100 円
岸和田市立有真香会館	多目的ホール	400 円
	講座室 1	200 円
	講座室 2	100 円
	和室	200 円

備考 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の3倍の額を徴収する。

(1) 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体以外の者が使用するとき。

(2) 使用者が入場料若しくは実費の範囲を超える受講料その他これらに類するものを徴収するとき、又は物品の販売その他これらに類する営利行為を行うとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和6年1月1日から施行する。

(岸和田市まちづくりの館条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の岸和田市まちづくりの館条例の規定は、令和6年4月1日以後の使用に係る許可及び使用料について適用し、同日前の使用に係る許可及び使用料については、なお従前の例による。

(岸和田市農業構造改善事業に係る多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の岸和田市農業構造改善事業に係る多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の規定は、令和6年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第49号

岸和田市火災予防条例の一部改正について

岸和田市火災予防条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年6月19日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市火災予防条例の一部を改正する条例

岸和田市火災予防条例（昭和48年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項各号列記以外の部分中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りではない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項第18号を同項第19号とし、同項第17号を同項第18号とし、同項第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第16条第1項中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第23条第3項第2号中「標識の設置」の次に「（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識が掲示されている場合を除く。）」を加え、同条

第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の岸和田市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第50号

令和5年度岸和田市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度岸和田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,040千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,836,190千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

令和5年6月19日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		20,829,562	17,688	20,847,250
	02 国庫補助金	4,071,994	17,688	4,089,682
20 繰越金		1	3,352	3,353
	01 繰越金	1	3,352	3,353
歳入合計		85,815,150	21,040	85,836,190

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
02 総務費		7,702,464	15,688	7,718,152
	01 総務管理費	6,250,350	15,688	6,266,038
03 民生費		44,507,525	4,002	44,511,527
	03 生活保護費	10,629,185	4,002	10,633,187
04 衛生費		9,294,247	500	9,294,747
	01 保健衛生費	3,674,637	500	3,675,137
10 教育費		7,432,149	850	7,432,999
	06 社会教育費	809,198	50	809,248
	07 保健体育費	2,234,901	800	2,235,701
歳 出 合 計		85,815,150	21,040	85,836,190

第2表 継続費補正

(変更分)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
02 総務費	01 総務管理費	庁舎建替事業	千円		千円	千円		千円
			9,405,620	令和5年度	0	10,703,290	令和5年度	0
				令和6年度	126,089		令和6年度	126,089
				令和7年度	3,842,619		令和7年度	4,361,687
				令和8年度	18,963		令和8年度	18,963
				令和9年度	3,593,003		令和9年度	4,112,071
				令和10年度	1,097,602		令和10年度	1,291,961
	令和11年度	727,344		令和11年度	792,519			

議案第51号

令和5年度岸和田市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度岸和田市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度岸和田市病院事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（合 計）
	支	出	
第1款 資本的支出	2,922,013千円	500千円	2,922,513千円
第4項 基金積立金	0千円	500千円	500千円

令和5年6月19日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

議案第52号

町の区域の変更及び町の新設について

地方自治法第260条第1項の規定により、次のとおり本市の町の区域を変更し、町を新設するものとする。

令和5年6月19日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

- 1 神須屋町、極楽寺町、畑町、八田町、流木町及び真上町の区域を別図1の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 別図2に示すとおり、1において除いた区域をもって、神須屋町一丁目、神須屋町二丁目及び神須屋町三丁目を新設する。
- 3 実施期日は、令和5年12月4日とする。

別図1



別図2



各會計事項別明細書

一 般 会 計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	20,829,562	17,688	20,847,250
20 繰越金	1	3,352	3,353
歳入合計	85,815,150	21,040	85,836,190

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
02 総務費	7,702,464	15,688	7,718,152
03 民生費	44,507,525	4,002	44,511,527
04 衛生費	9,294,247	500	9,294,747
10 教育費	7,432,149	850	7,432,999
歳出合計	85,815,150	21,040	85,836,190

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
15,688	0	0	0	0
2,000	0	0	0	2,002
0	0	0	0	500
0	0	0	0	850
17,688	0	0	0	3,352

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 02 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	20,829,562	17,688	20,847,250
02 国庫補助金	4,071,994	17,688	4,089,682
01 総務費国庫補助金	1,638,540	15,688	1,654,228
02 民生費国庫補助金	1,580,959	2,000	1,582,959

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
01 総務管理費補助金	15,688	社会保障・税番号制度システム改修事業費補助金 15,688 (IT推進課)
03 生活保護費補助金	2,000	生活保護等システム運用事業費補助金 2,000 (生活福祉課)

(款) 20 繰越金 (項) 01 繰越金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
20 繰越金	1	3,352	3,353
01 繰越金	1	3,352	3,353
01 繰越金	1	3,352	3,353

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
01 繰越金	3,352	前年度繰越金 3,352 (財政課)

3 歳 出

(款) 02 総務費 (項) 01 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 総務費	7,702,464	15,688	7,718,152	15,688	0	0	0
01 総務管理費	6,250,350	15,688	6,266,038	15,688	0	0	0
02 情報化推進費	366,761	15,688	382,449	15,688	0	0	0

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
11 役務費	801	090500		11 役務費	801
		社会保障・税番号制度	15,688	通信運搬費	801
12 委託料	14,777	システム改修事業		12 委託料	14,777
		(IT推進課)		事業実施運営委託料	14,777
13 使用料及び賃借料	110			13 使用料及び賃借料	110
				電算機器・システム使用料	110

(款) 03 民生費 (項) 03 生活保護費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 民生費	44,507,525	4,002	44,511,527	2,000	0	0	2,002
03 生活保護費	10,629,185	4,002	10,633,187	2,000	0	0	2,002
01 生活保護総務費	485,546	4,002	489,548	2,000	0	0	2,002

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
12 委託料	4,002	119000 生活保護等システム運 用事業 (生活福祉課)	4,002	12 委託料 システム管理・開発委託料	4,002 4,002

(款) 04 衛生費 (項) 01 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
04 衛生費	9,294,247	500	9,294,747	0	0	0	500
01 保健衛生費	3,674,637	500	3,675,137	0	0	0	500
04 母子保健費	393,629	500	394,129	0	0	0	500

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
10 需用費	11	028200		10 需用費	11
		母子保健事業	500	消耗品費	11
17 備品購入費	489	(健康推進課)		17 備品購入費	489
				庁用器具費	282
				教材器具費	187
				図書購入費	20

(款) 10 教育費 (項) 06 社会教育費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
10 教育費	7,432,149	850	7,432,999	0	0	0	850
06 社会教育費	809,198	50	809,248	0	0	0	50
03 青少年対策費	9,817	50	9,867	0	0	0	50
07 保健体育費	2,234,901	800	2,235,701	0	0	0	800
06 運動場管理費	63,399	800	64,199	0	0	0	800

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
10 需用費	50	060100 青少年対策事業 (生涯学習課)	50	10 需用費 消耗品費	50 50
17 備品購入費	800	065300 運動広場等管理事業 (スポーツ振興課)	800	17 備品購入費 庁用器具費	800 800

病 院 事 業 会 計

令和5年度 病院事業会計補正予算実施計画

資 本 的 支 出
支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備考
			千円	千円	千円	
1 資本的支出			2,922,013	500	2,922,513	
	4 基金積立金		0	500	500	
		1 基金積立金	0	500	500	

資本的支出

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 資本的支出	2,922,013	500	2,922,513
項	4 基金積立金	0	500	500

目	既決予定額	補正予定額	合 計	節 の 区 分
1 基金積立金	0	500	500	1 病院事業基金積立金
計	0	500	500	

(単位：千円)

節の金額	説 明	備 考
500	病院事業基金積立金 500	

- 1) 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

1) 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(変更分)

(一般会計)

款	項	事業名	全 体 計 画										前年度末までの支出額(見込)額 千円	当該年度支出予定額 千円	当該年度末までの支出予定額 千円	翌年度以降支出予定額 千円	継続費の総額に対する進捗率 %	
			年度	年割額 千円	左の財源内訳				一般財源		前前年度末までの支出額 千円	当該年度支出予定額 千円						当該年度末までの支出予定額 千円
					国庫支出金 千円	特 定 財 源 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円									
02	01		5	0					0									0.00
総		庁	6	126,089				126,089	0							126,089		1.34
総		変	7	3,842,619		2,822,600	1,020,019		0							3,842,619		40.86
務		更	8	18,963		14,200	4,763		0							18,963		0.20
務		前	9	3,593,003		2,694,700	898,303		0							3,593,003		38.20
管		建	10	1,097,602		916,100	181,502		0							1,097,602		11.67
管		建	11	727,344		503,500	223,844		0							727,344		7.73
務		替	計	9,405,620	0	6,951,100	2,454,520		0	0	0	0	0	0	0	9,405,620	0	100.00
理		変	5	0					0									0.00
理		更	6	126,089				126,089	0							126,089		1.18
費		後	7	4,361,687		3,205,100	1,156,587		0							4,361,687		40.75
費		業	8	18,963		14,200	4,763		0							18,963		0.18
費		費	9	4,112,071		3,084,000	1,028,071		0							4,112,071		38.42
費		費	10	1,291,961		1,061,800	230,161		0							1,291,961		12.07
費		費	11	792,519		545,600	246,919		0							792,519		7.40
費		費	計	10,703,290	0	7,910,700	2,792,590		0	0	0	0	0	0	0	10,703,290	0	100.00

